

京都市地域公共交通計画の策定について

資料 3－1

1 計画策定の背景・目的

- ・近年、人口減少や少子高齢化の進展、運転士・整備士といった公共交通を支える担い手不足の更なる深刻化など、地域の公共交通を維持・確保するうえでの課題が顕在化しつつあります。加えて、コロナ禍でのライフスタイルや交通行動の変容（テレワーク・オンライン授業の普及等）による交通需要の減少やインバウンドを中心とする観光需要の減少の影響を受け、交通事業者は一層厳しい経営環境に置かれています。
- ・今後、高齢者の運転免許証返納の増加等を背景に、公共交通に対するニーズは高まり、ますます多様なものが求められていく一方で、人口減少社会の到来に伴い、公共交通は利用者減少が見込まれ、維持・確保がますます厳しくなることが予想されます。
- ・このような中であっても、地域の特性やニーズに応じた持続可能な生活交通を維持・確保していくため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「京都市地域公共交通計画」を策定することとし、京都市地域公共交通計画協議会（以下「協議会」という。）を令和4年4月に設置しました。

2 計画策定の主体：京都市

3 計画の区域：京都市全域

4 計画の期間

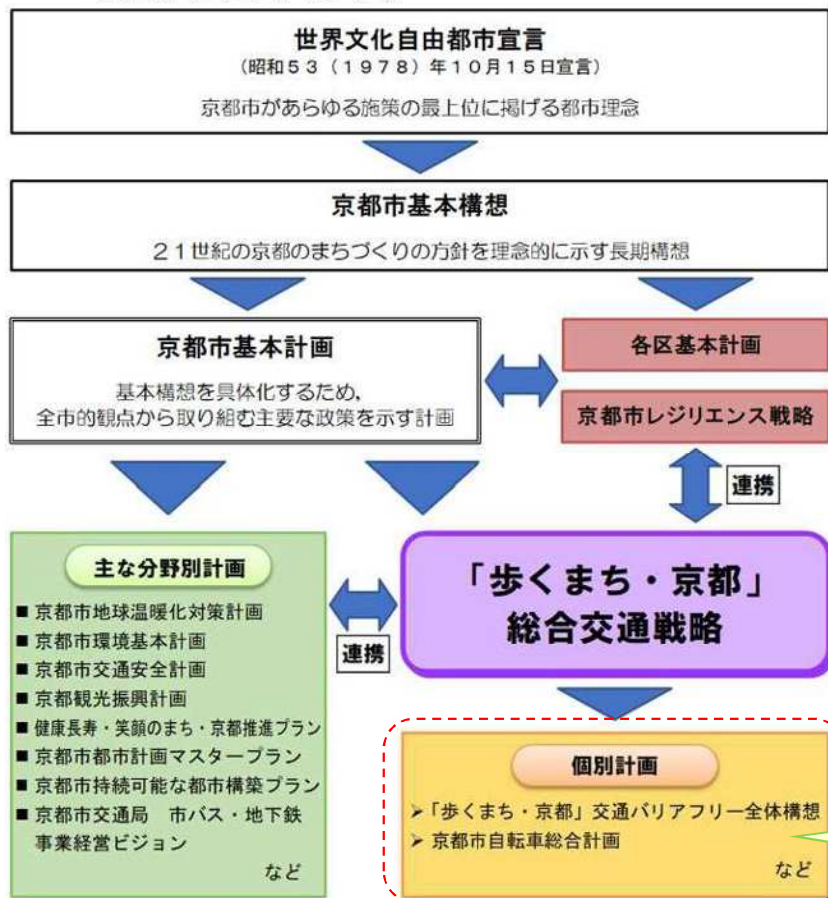
計画策定の時期（令和5年度中）～令和11年3月（約5年間）



京都市地域公共交通計画の策定について（事業概要）

5 計画の位置付け

上位計画となる『「歩くまち・京都」総合交通戦略』の方針を踏まえるとともに、関連計画との連携・整合を図ります。



◆『「歩くまち・京都」総合交通戦略』の関連方針と施策

柱1

持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成
（「公共交通ネットワーク」の取組）

《方針1》 市民生活を支える交通手段の維持・確保

【施策1】交通事業者や行政の連携強化による公共交通の維持・確保

【施策2】地域の特性やニーズに応じた生活交通の維持・確保

【施策3】ラストワンマイルを支える多様なモビリティの活用

《方針2》 都市の活力と魅力の向上につながる公共交通の利便性・快適性の向上

【施策4】安心・安全・快適・便利な移動につながる公共交通の利用環境整備の更なる促進

【施策5】利便性・快適性の向上につながる交通結節機能の強化

【施策6】混雑緩和・解消につながる交通ネットワーク機能の強化

【施策7】ハード・ソフト両面にわたる交通バリアフリーの推進

【施策8】データの利活用による交通サービスの更なる向上

【施策9】2050年までの二酸化炭素排出量正味ゼロに向けた公共交通の脱化石燃料化の推進

《方針3》 未来を見据えた交通ネットワークの充実

【施策10】市内の各エリア間とはもとより、近隣都市を含めて有機的かつ広域的につなぐ交通ネットワーク機能の強化

【施策11】多様な交通ニーズに応じた新たな都市交通システムの推進

京都市地域公共交通計画
（策定予定）



京都市地域公共交通計画の策定について（事業概要）

6 今後の進め方

京都市の生活交通に関する関係者で構成する協議会において、関係者間の連携のもと、令和4年度から約2箇年かけて、計画を作り上げていきます。なお、これまでから地域の交通課題について議論してきた会議体（道路運送法に基づく地域公共交通会議）を本協議会の「部会」に位置付けており、各地域における専門の事項の協議を行う。（資料3－2，3－3参照）

（1）計画策定にかかるスケジュール（資料4参照）

（2）計画策定に向けた調査概要

○令和4年度

- ・基礎データの整理，地域特性・課題の分析・整理
- ・市民の公共交通に関する意識調査および市民ニーズの把握
- ・計画の骨子案とりまとめ
- ・協議会・部会の開催

○令和5年度

- ・計画の素案とりまとめ
- ・パブリックコメントの実施
- ・協議会・部会の開催



京都市地域公共交通計画協議会 委員名簿

(敬称略)

区 分		所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
交通事業者等		叡山電鉄株式会社鉄道部運輸課長	中西 喜芳	
		近畿日本鉄道株式会社総合企画部 部長	山本 恒平	
		京阪電気鉄道株式会社経営企画部 (交通政策担当) 部長	前田 勝	
		京福電気鉄道株式会社取締役鉄道部長	三宅 章夫	
		西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部京都支社地域共生室長	野口 明	
		阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画部 部長	中村 規彦	
		京都市交通局理事 (高速鉄道部長事務取扱)	土田 稔	
		京都京阪バス株式会社管理部次長 業務課長	石川 秀一	
		京都バス株式会社 参与 運輸部 部長	清水 克之	
		近鉄バス株式会社営業部長	田邊 勝己	
		京阪京都交通株式会社管理部長	栗山 準一	
		京阪バス株式会社経営企画室代表部長	橋野 基宣	
		西日本ジェイアールバス株式会社安全運行本部 副本部長	朝倉 恵介	
関係団体		阪急バス株式会社自動車事業本部営業企画部 (地域公共交通担当) 部長兼 経営企画部 (次世代モビリティ担当) 部長	野津 俊明	
		株式会社ヤサカバス上鳥羽営業センター所長	平山 敬浩	
		京都市交通局自動車部 担当部長	児玉 宣治	
		一般社団法人醍醐コミュニティバス市民の会 監事	水野 正人	
		公益財団法人きょうと京北ふるさと公社地域交通事業部 部長	山下 小百合	
		雲ヶ畑自治振興会 会長	岩井 達男	
		一般社団法人京都府バス協会 専務理事	竹内 哲也	
		一般社団法人京都市タクシー協会 会長	兼元 秀和	
		公益社団法人京都市観光協会 担当部長 (誘致事業課長事務取扱)	濱崎 麻智	
		京都地方交通運輸産業労働組合協議会 事務局長	佐田 悟	
労働組合		京都市交通安全運輸産業労働組合協議会 事務局長	大前 利夫	
道路管理者		京都市建設局土木管理部土木管理課長	山本 泰弘	
公安委員会		京都府警察本部交通部交通規制課長	高濱 正明	
学識経験者		立命館大学 名誉教授	塚口 博司	会長
		京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻 教授	宇野 伸宏	副会長
		龍谷大学文学部歴史学科日本史学専攻 教授	井上 学	
住民		市民公募委員	赤井 慧	
		市民公募委員	小林 明子	
		国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官 (企画調整)	稲留 健一郎	
関係行政機関		京都府建設交通部交通政策課長	細井 浩一	
		京都市都市計画局歩くまち京都推進室長	大岸 將志	

「歩くまち・京都」総合交通戦略2021

柱1 持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成
（「公共交通ネットワーク」の取組）
《方針1》 市民生活を支える交通手段の維持・確保
【施策2】 地域の特性やニーズに応じた生活交通の維持・確保
地域交通のバスタープランとなる地域公共交通計画の策定をはじめ、福祉輸送などの地域の輸送資源を総動員した移動手段の確保に係る取組を推進します。

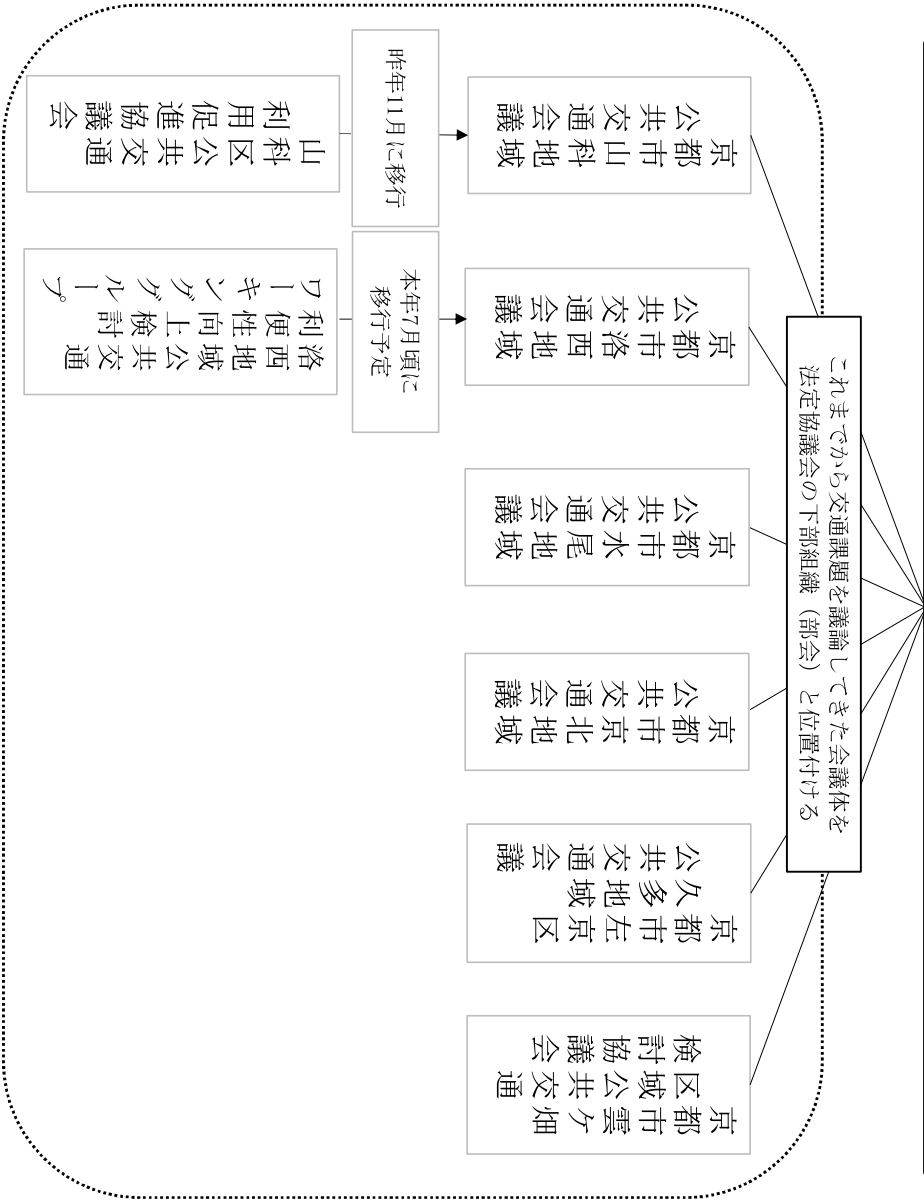
令和5年度中に作成

京都市地域公共交通計画

* 国の補助（地域間幹線系統補助、地域内リーダー系統補助）の交付を受けるためには、補助対象路線について法定協議会で議論し、地域公共交通計画へ記載することが必要

京都市地域公共交通計画協議会

- 目的：地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う。
※ 部会を置かない地域の交通課題は本協議会で議論する。
- 構成員：学識経験者、交通事業者、公共交通利用者、道路管理者、地方公共団体、その他必要と認める者など
- 根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法



地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。
国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上下分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体
又は事業者が、
事業ごとに実
施計画を作成

国土交通大臣
が認定、事業
許可のみなし
特例等の特例
措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。
新モビリティサービス協議会における議論が可能。

<事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。（地域公共交通計画への記載は不要。）
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

- 「地方公共団体は、基本方針に基づき、・・・地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない」（法第5条第1項）
- 地域公共交通計画の作成には、**基本方針の記載にも十分に留意**することが必要

記載する事項（法 § 5②）

地域が目指すべき将来像とともに、
その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、
公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定める。

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する
地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する**基本的な方針**
- ② 計画の**区域**
- ③ 計画の**目標**
※本事項において、**定量的な目標**を定めるよう努める（法 § 5④）
- ④ ③の目標を達成するために行う**事業・実施主体**
※本事項において、**地域公共交通特定事業**に関する事項も記載可能（法 § 5⑤）
- ⑤ 計画の**達成状況の評価**に関する事項
- ⑥ 計画**期間**
- ⑦ **その他**計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

記載に努める事項（法 § 5③）

- 事業の推進を図るために必要な資金の確保に関する事項
- 立地適正化・観光振興に関する施策との連携に関する事項
- 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

基本方針に基づき作成することが必要

地域公共交通計画の作成に当たっては、「定量的な目標設定」（法第5条第4項）と「毎年度の調査、分析及び評価の実施」（法第7条の2第1項）に努めること。

【定量的な目標の設定に当たって】

- ◆ 具体的には、「利用者数、収支、公的負担額（サービス費用に係る国又は地方公共団体の支出の額）」等の指標を定めること（施行規則第10条の2）



【評価の実施に当たって】

- ◆ 施策の実施状況について、関係者で議論の上、毎年度調査、分析及び評価を行うこと
- ◆ 必要に応じて地域公共交通計画の見直しを行うこと
- ◆ 調査、分析及び評価を行ったときは、その結果を国へ送付すること

目標設定・評価の例

地域公共交通計画の目標

1. 公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。

指標 1
公共交通利用者数
○人（××年）⇒○人（△△年）

2. 持続可能な移動手段を確保するため、収支率の改善を図る。

指標 2
◆◆線の収支率
○%（××年）⇒○%（△△年）

⋮

評価に関する事項

基本的な方針で定めた事業内容については、以下のスケジュールで評価

指標 1
6ヶ月ごと協議会に、■■社、▲▲社が、自社のデータを基に報告

指標 2
1年ごと開催する協議会に、▼▼市において、「□□統計調査」に基づき報告

⋮

望ましくない目標設定・評価の例

地域公共交通計画の目標

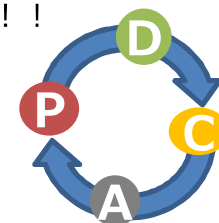
公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。



⋮

評価に関する事項

P D C A サイクルを回します！！



いつ、何を、誰が、どのように、やるかが具体的に書かれていない
⇒取組が形骸化するおそれ

地域公共交通利便増進事業とは

背景 運転者不足の深刻化等を踏まえ、地方都市のバス路線等で、単純な路線再編だけでなく、運賃・ダイヤ等のサービス内容の見直しにより利便性を向上させる取組へのニーズが増加。

概要 路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃や等間隔運行等の運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、関係者と協議し、
地域公共交通計画へ
地域公共交通利便増進事業を位置付け



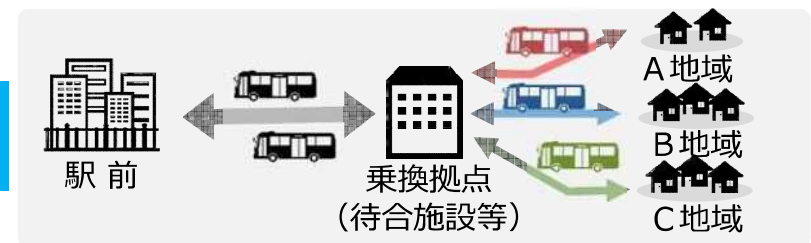
地方公共団体が、必要な関係者の同意
を得た上で、**地域公共交通利便
増進実施計画**を作成



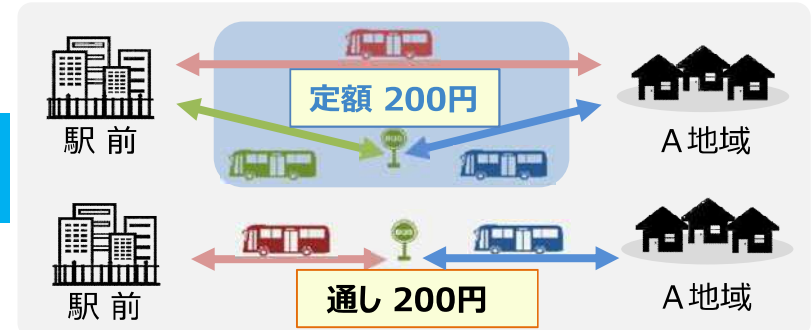
国土交通大臣の認定を受けた場合、
法律上の特例措置
(事業許可等のみなし特例等)

事業の実施イメージ（一例）

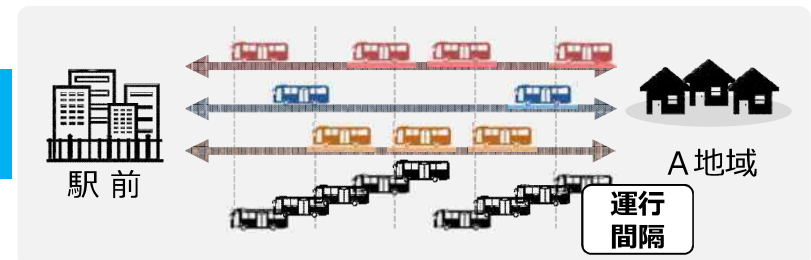
ハブ＆スポーク型
の路線再編



定額制乗り放題
運賃、通し運賃



パターンダイヤ、
等間隔運行



地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度

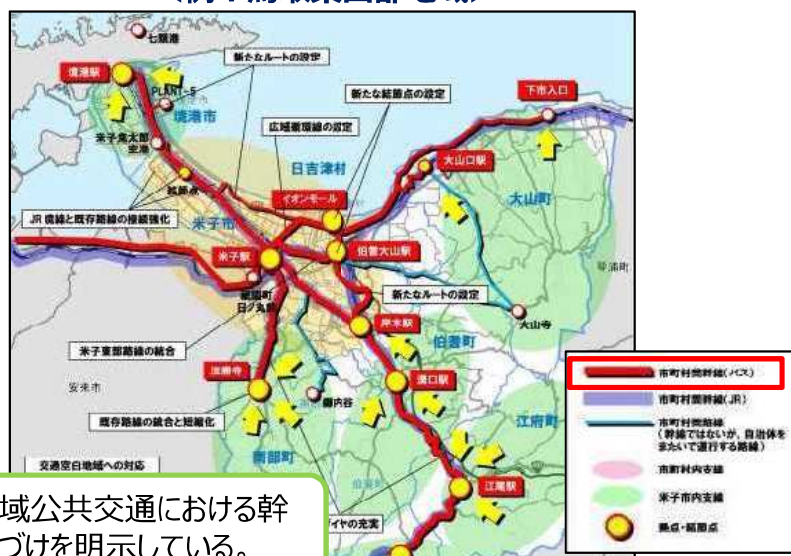
- 乗合バス等への補助を地域公共交通計画と連動化することで、公的負担による確保維持が真に必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助を実施。
- 幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する広域的な地域公共交通計画に位置付けることを想定。**フィーダー補助**は、主に市町村単位で作成される地域公共交通計画に位置付けることを想定。また、これらの計画を作成する際には、都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会において協議がなされることが必要。

幹線

作成主体：都道府県又は市町村

- 幹線を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
 - 幹線沿線の単独市町村が個々に計画作成
(※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり)
 - 幹線沿線の複数市町村が共同して計画作成
 - 都道府県による広域（都道府県全域又はブロックごと）での計画作成
- 地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。
(下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。)

＜例：鳥取県西部地域＞



支線

作成主体：市町村

- フィーダーを位置づける場合、市町村が計画作成することを想定。
- 地域の公共交通におけるフィーダーの位置づけ等を地域公共交通計画に記載。
(フィーダーの位置づけについては、下記の例のように、少なくとも路線単位で位置関係がわかるように明示すること。)

＜例：八戸市＞

